

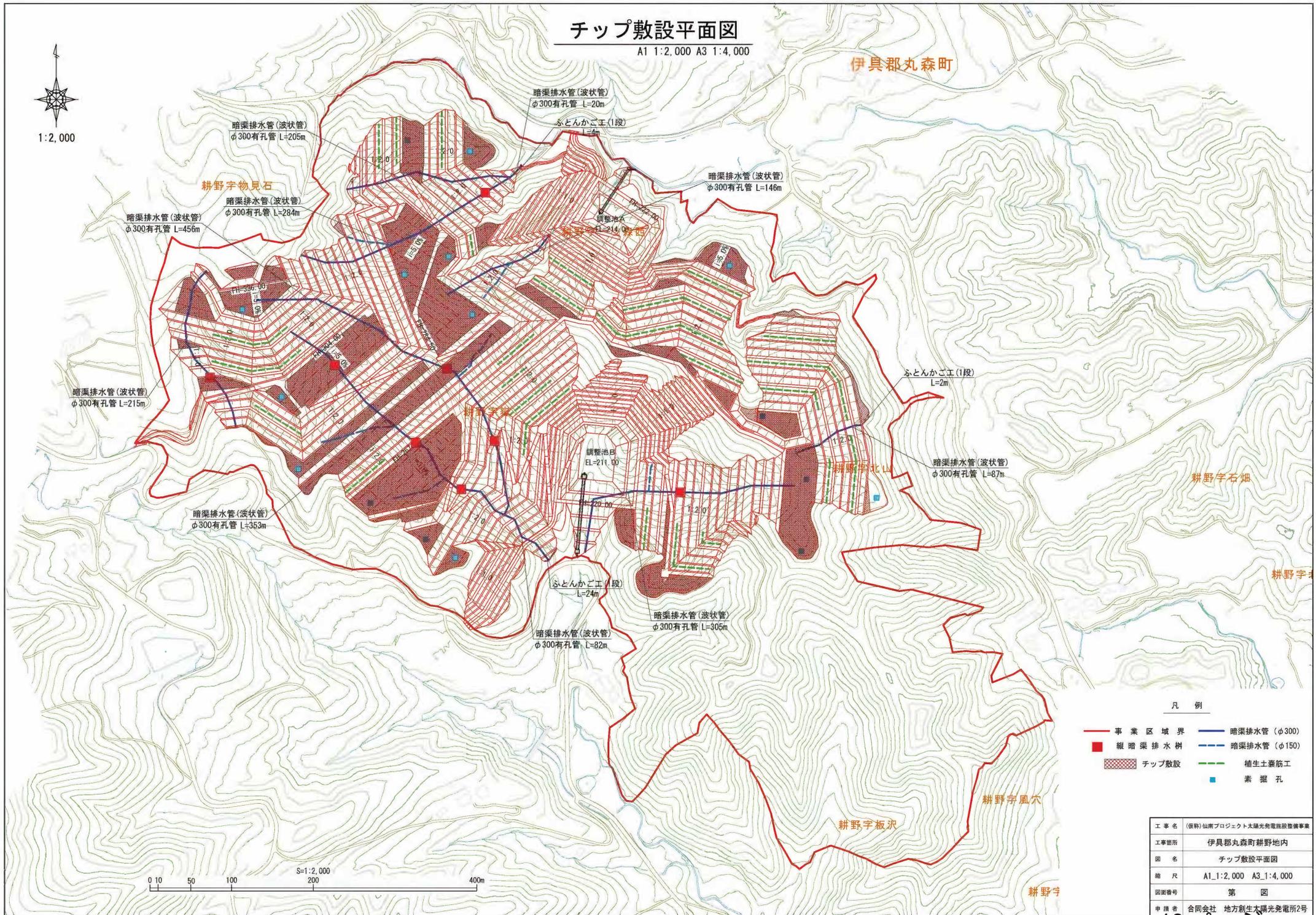
チップ敷設平面図

A1 1:2,000 A3 1:4,000

伊具郡丸森町



1:2,000



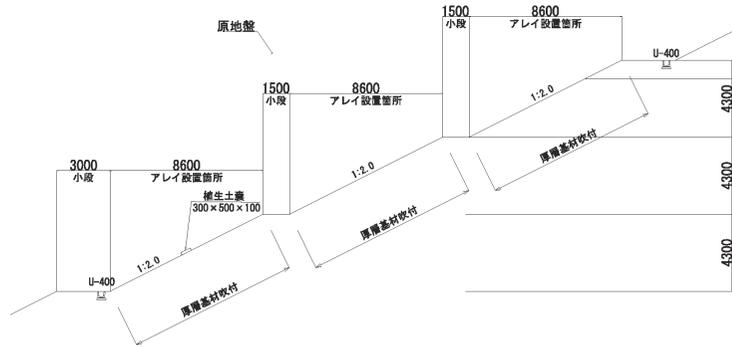
凡例

- 事業区域界
- 縦暗渠排水柵
- チップ敷設
- 暗渠排水管 (φ300)
- 暗渠排水管 (φ150)
- 植生土蓋筋工
- 素掘孔

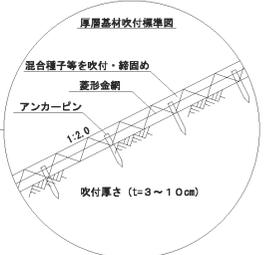
工事名	(仮称) 仙南プロジェクト太陽光発電施設整備事業
工事場所	伊具郡丸森町耕野地内
図名	チップ敷設平面図
縮尺	A1_1:2,000 A3_1:4,000
図面番号	第 四 図
申請者	合同会社 地方創生太陽光発電所2号

切土施工参考図(2)

切土法面断面図
S=1:300

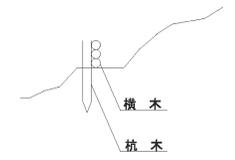
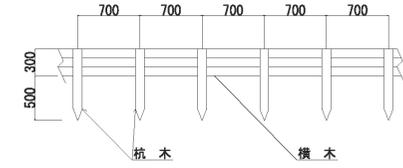


丸太筋工
S=1:600



正面図

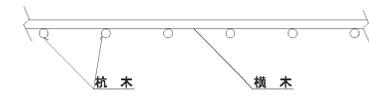
断面図



切土法面平面図
S=1:300



平面図



※ 丸太筋工は現地伐採木を使用する
※ 造成中現れる水みちを誘導し浸透効果を高める (適宜配置)

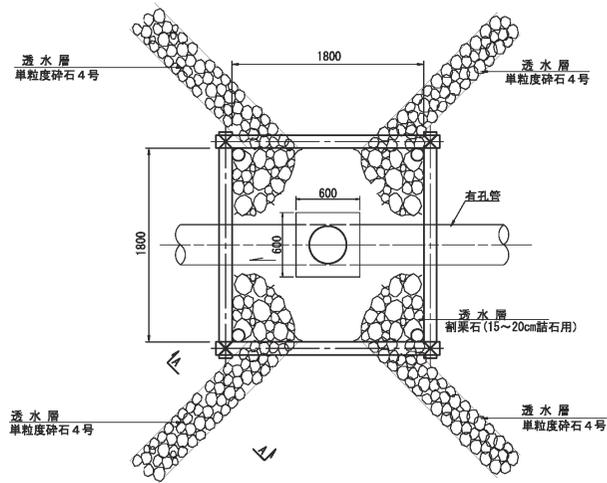
※ 植生土壌設置箇所は小段排水側薄上部法面
※ パネル脚部の支障にならない箇所に1列布設

工事名	(仮称) 仙南プロジェクト太陽光発電設備事業
工事箇所	伊具郡丸森町耕野地内
図名	切土施工参考図(2)
縮尺	図示
図面番号	第 四
申請者	合同会社 地方創生太陽光発電所2号

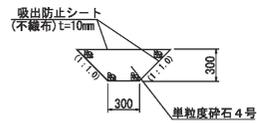
盛土施工参考図

縦排水集水塔

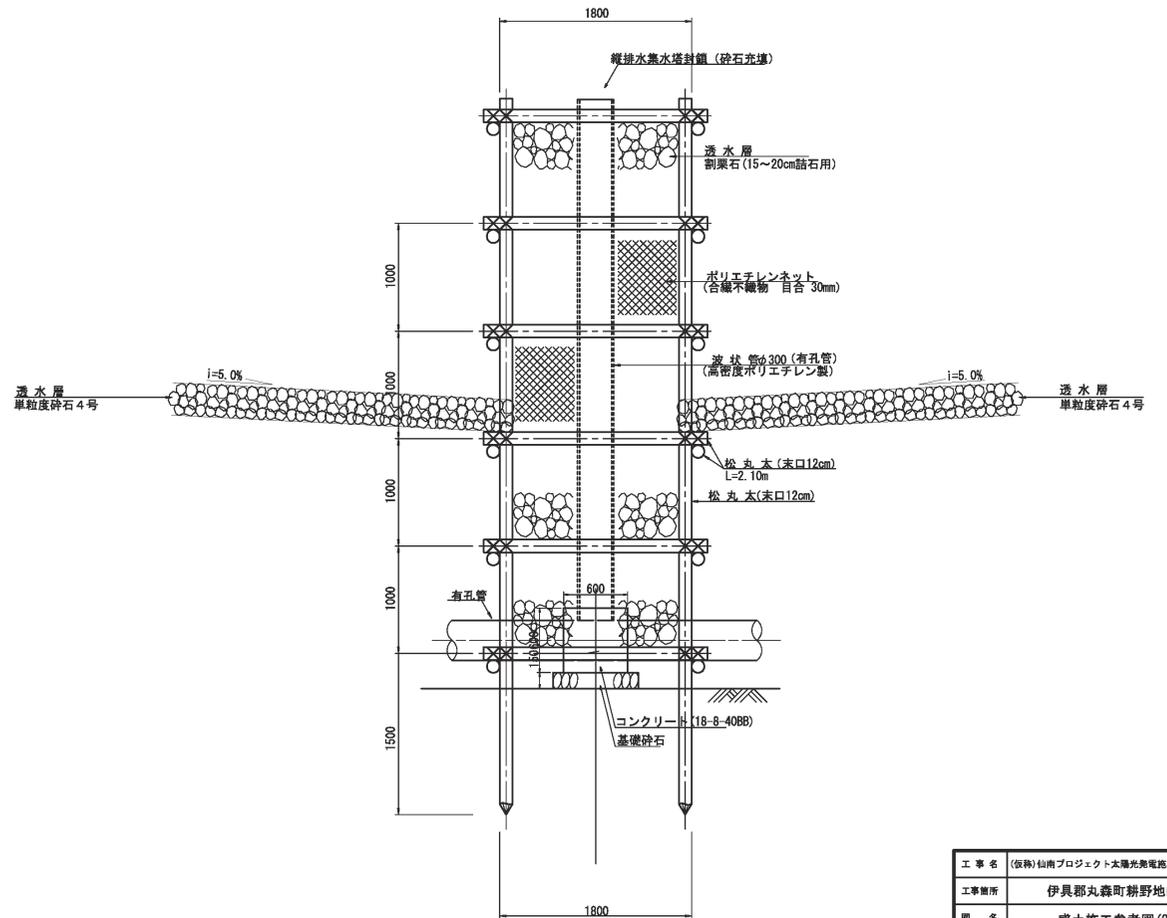
平面図



A-A断面図



断面図

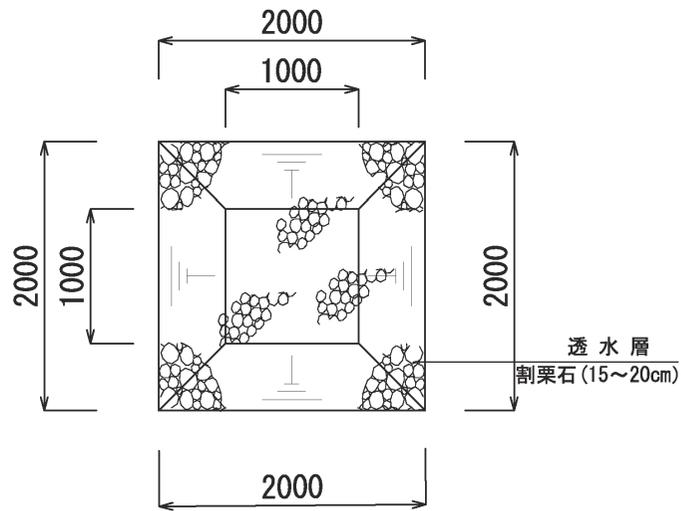


工事名	(仮称)仙南プロジェクト太陽光発電施設整備事業
工事場所	伊具郡丸森町耕野地内
図名	盛土施工参考図(2)
縮尺	A1_1:250 A3_1:500
図面番号	第 四 図
申請者	合同会社 地方創生太陽光発電所2号

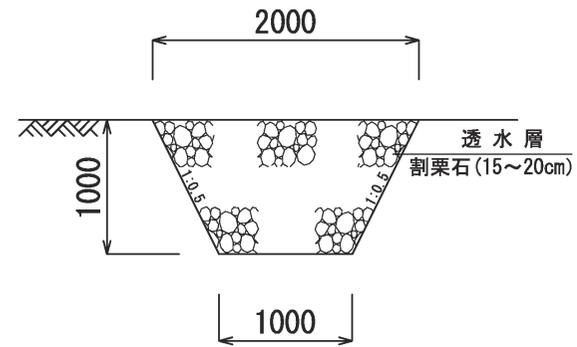
切土施工参考図(1)

素掘孔

平面図



断面図



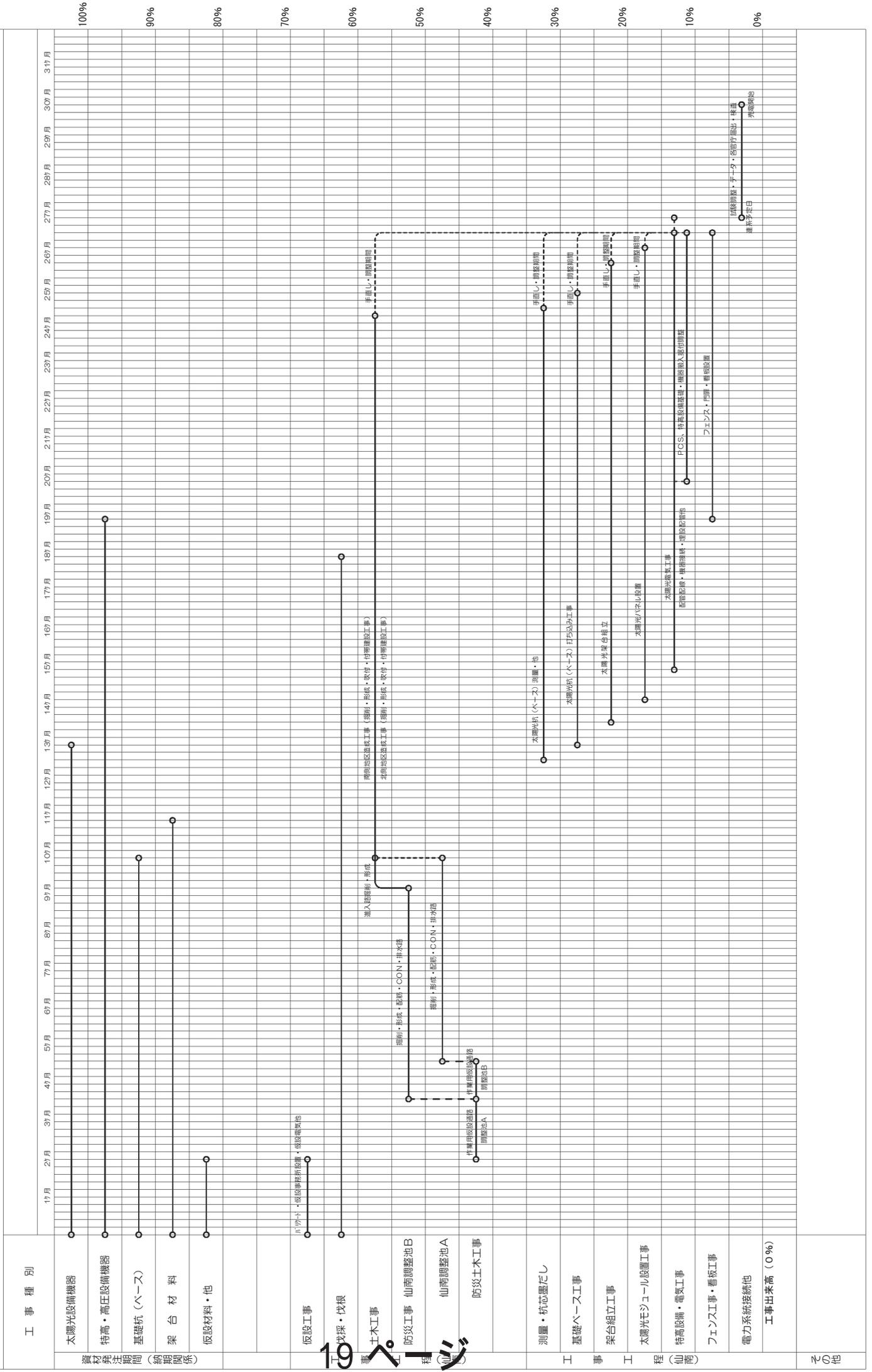
工事名	(仮称)仙南プロジェクト太陽光発電施設整備事業
工事箇所	伊具郡丸森町耕野地内
図名	切土施工参考図(1)
縮尺	A1_1:200 A3_1:400
図面番号	第 図
申請者	合同会社 地方創生太陽光発電所2号

事務事業の改善のための「資金計画書」

当該行政文書には、合同会社地方創生太陽光発電所2号が各種の事務を処理する際の「資金計画書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、2枚を非開示とする。

予定工程表

工事名称 台同会社 地方創生太陽光発電所2号



河第 827号
令和3年1月25日

合同会社地方創生太陽光発電所第2号
職務執行者 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



防災調整池設置に関する協議について（回答）

令和2年12月23日付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

当該開発行為（A＝29.58ha）に係る防災調整池設置計画については、異議ありません。

項目	指示事項
	指示事項なし 開発地：伊具郡丸森町字耕野地内 事業名：（仮称）仙南プロジェクト太陽光発電施設整備事業

担 当：土木部河川課企画調査班 田名部
連絡先：022-211-3173 / F A X：022-211-3196,3197
住 所：980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
E-MAIL：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp（班代表）

宮城県知事 村井 嘉浩 殿
(大河原地方振興事務所林業振興部扱い)

丸森町長 保科 郷雄



林地開発許可の申請に対する意見について (回答)

令和2年8月5日付け大振第1218号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

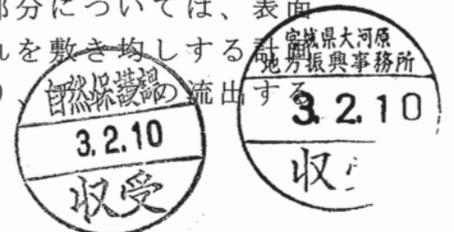
申請者名 : 合同会社 地方創生太陽光発電所2号
代表社員 一般社団法人 地方創生太陽光発電所2号
職務執行者 東海林 秀樹

申請事業地 : 宮城県伊具郡丸森町耕野字一ツ森西13番外3字29筆
林地開発許可申請に対する意見 あり ・ なし

意見 :

(申請者に対する意見)

1. 地域住民は、耕野地区も令和元年東日本台風により甚大な被害が発生しているため、本件開発によって、景観が阻害されることや土砂災害や水害等の発生リスクが増大すること、森林の保水力低下により井戸等が枯渇することなどを非常に心配している。
ついては、本件開発の計画等については、当該地区の地域住民に対し、丁寧な説明を行い、地域住民からの意見等に十分配慮し、地域住民の不安払拭に努め、同意を得るよう努力すること。
2. 本件開発によって、土砂災害や水害等が発生し、地域住民などが被害を受けることのないように、それらの未然防止に万全を期すること。
3. 台風や大雨及び地震発生時等は巡回点検を確実にを行い、異常等を認めた場合は速やかに対処すること。また、対処にあたり、必要に応じ町、警察等の関係機関との連絡調整を図ること。
4. 作業路や運搬路等の損傷や汚れ等については常に監視を行い、異常等を認めた場合は速やかに対処すること。また、上記3と同様の対処も検討すること。
5. 傾斜のある法面及び切土面の種子吹付は、定着しない恐れがあるため工法に配慮すること。また、パネル設置区域で平場の部分については、表面浸食対策として伐採した立木などをチップ化し、それを敷き均しするが、雨が降りパネルから流れ落ちる流水により、自然保護の流出する



恐れがある。流出による低地への堆積や調整池、排水路に流入することが懸念されるので、その対策を講じること。

6. 二次災害防止等の観点から、開発における最終形にこだわらず、事前の防護措置として仮沈砂池等の設置を行うなどの措置を講じ作業を実施すること。あわせて、設置後は常に点検を実施し適切な管理を行うこと。また、土砂等が民家や道路、河川等に流出しないよう確実な管理を行うこと。
7. 開発許可区域下部には民家等があるため、騒音や振動にも十分注意し事業を進めること。
8. 地域住民は、本件開発によって、耕野地区の水量・水質に影響を与え、水の確保が困難となり、日常生活に支障をきたす恐れがあるので、非常に心配している。そのため、耕野地区全戸を対象とした井戸調査を施工前、施工後に行うこと。あわせて、当該調査結果や施工中、施工後を問わず、井戸の枯渇や水位、水量、水質低下などが生じた場合は直ちにその対策を講じること。
9. 本件開発地は岩盤が多いことにより、設計変更と事業費増嵩が懸念されるので、事業計画を慎重に検討すること。

(宮城県知事に対する意見)

1. 本件開発を含めた耕野地区に計画されている太陽光発電事業に関しては、令和2年12月17日付けで丸森町議会議長から当職宛てに「伊具郡丸森町耕野地区に計画されている太陽光発電事業反対について」の請願に対する意見書の提出があったので、当職としても本件開発許可の可否については慎重な判断をお願いします。
2. 森林地域における太陽光発電事業について、全国的に森林伐採等による自然環境への影響や土砂災害の発生などの問題が発生しており、本町においてもこれらの影響が懸念される。
一方、本県の太陽光発電事業において、環境アセスメントの対象となる規模要件は出力が3万kw以上又は区域面積（環境保全の観点から法令等に指定された地域を除く。）が75ha以上である。
環境アセスメントは、森林地域における太陽光発電事業の実施にあたり、事業者が事業計画の早期段階から、適切な環境配慮を促し、地域住民等に寄り添いながら、本県の良好な自然環境の保全と、再生可能エネルギーである太陽光発電事業との調和に寄与することが期待できる。
については、環境アセスメントの対象となる森林地域における太陽光発電事業の規模要件を林地開発許可対象面積と同様の1ha超に引き下げることをお願いします。

2021年3月1日

宮城県知事
村井嘉浩様

届出者 住 所 東京都墨田区緑二丁目18番8-602号
氏 名 合同会社地方創生太陽光発電所2号
代表社員一般社団法人地方創生太陽光発電所2号
職務執行者 東海林 秀樹

林地開発許可申請に対する意見について（回答）

令和3年2月4日付で通知がありました意見について、別紙のとおり回答します。

申請者に対する意見	対応
<p>1 地域住民は、耕野地区も令和元年東日本台風により甚大な被害が発生しているため、本件開発によって、景観が阻害されることや土砂災害の発生リスクが増大すること、森林の保水力低下により井戸等が枯渇することなどを非常に心配している。</p> <p>ついては、本件開発の計画等については、当該地区の地域住民に対し、丁寧な説明を行い、地域住民からの意見等に十分配慮し、地域住民の不安払拭に努め、同意を得るよう努力すること。</p>	<p>1 これまで設計に関する住民説明会を3回開催しており、今後は施工業者より工事および設計に関する住民説明会を開催し、地域住民の工事に対する不安払拭に努めます。</p>
<p>2 本件開発によって、土砂災害や水害等が発生し、地域住民などが被害を受けることのないように、それらの未然防止に万全を期すること。</p>	<p>2 地区外への土砂の流出を防ぐため、掘削中の平場の外周に防災小堤を掘り残しながら施工し、地山の亀裂、陥没等の異常の有無及び含み水、ゆう水の状態を絶えず監視するとともに、計画的な掘削及び盛土を施工します。</p>
<p>3 台風や大雨及び地震発生時等の巡回点検を確実に、異常等を認められた場合は速やかに対処すること。また、対処にあたり、必要に応じて町、警察等の関係機関との連絡調整を図ること。</p>	<p>3 台風や大雨及び地震発生時等については速やかに巡回点検を行い、異常等を認められた場合は適切に対処します。また、緊急時の連絡・処理体制を構築し必要に応じて町、警察等に関係機関との連絡調整を図ります。</p>
<p>4 作業路や運搬路等の損傷や汚れ等については常に監視を行い、異常等を認められた場合は速やかに対処すること。また、上記3と同様の対処も検討すること。</p>	<p>4 工事による道路等の損傷や汚れなど発見した際、速やかに道路管理者へ報告し協議を行います。</p>
<p>5 傾斜にある法面及び切土面の種子吹付けは、定着しない恐れがあるため工法に配慮すること。また、パネル設置区域で平場の部分については、表面浸食対策として伐採した立木などをチップ化し、それを敷き均しする計画であるが、雨が降りパネルから流れ落ちる流水により、チップの流</p>	<p>5 法面工においては、種子が芽吹く時期に工期を設定するなど工法に配慮します。チップ敷設箇所は、流出の可能性が少ない平場に限定し流出が懸念される場合、防災小堤を残し流出に配慮します。</p>

出する恐れがある。流出による低地への堆積や調整池、排水路に流入することが懸念されるの、その対策を講じること。

6 二次災害防止等の観点から、開発における最終形にこだわらず、事前の防護措置として仮沈砂池等の設置を行うなどの措置を講じ作業を実施すること。あわせて、設置後は常に点検を実施し適切な管理を行うこと。また、土砂等が民家や道路、河川等に流出しないよう確実な管理を行うこと。

7 開発許可区域下部には民家等があるため、騒音や振動にも十分注意し事業を進めること。

8 地域住民は、本件開発によって、耕野地区の水量・水質に影響を与え、水の確保が困難となり、日常生活に支障をきたす恐れがあるので、非常に心配している。そのため、耕野地区全戸を対象とした井戸調査を施工前、施工後に行うこと。あわせて、当該調査結果や施工中、施工後に問わず、井戸の枯渇や水位、水量、水質低下などが生じた場合は直ちにその対策を講じること。

9 本件開発は岩盤が多いことにより、設計変更と事業費増嵩が懸念されるので、事業計画を慎重に検討すること。

6 工事中は排水路を設けるとともに雨水に混入した土砂を場外に排出しないよう沈砂池にて土砂を沈殿させた後、縦暗渠管により排水させる計画とします。また、仮設排水路から雨水が溢れた場合においても、防災調整池へ流下するよう造成勾配を設定します。なお、設置後は常に点検を実施し、適切に管理を行います。

7 土工事における切土及び盛土作業等については、低騒音の油圧ショベルを使用し、また資材搬入にあたっての車輛の走行は低速走行を徹底させ、騒音規制法・振動規制法を遵守します。また始業、終業の時間（8時～17時）を明確にし、騒音公害になるような早朝、深夜作業は行いません。更に建設機械等の車輛については、不要なアイドリングや空ぶかしは避け、適正な運行に努めます。

8 井戸調査については耕野地区全256世帯に井戸調査同意書を配布し、同意を頂いた60戸について施工前・施工後に水量及び水質調査を行う。同意をいただけなかった世帯に対しても、定期的に開催されている区長会や耕野地区の広報誌等を使用して継続的に調査同意の働きかけを実施する。井戸水に異常が発生した場合、生活に支障のないように迅速に給水車にて水を供給し、新たに井戸を掘削し、使用可能な状態に復旧工事を行い工事前の水量を確保します。

9 慎重に検討してまいります。